

事務事業名 木造住宅耐震化促進事業

政策:01 暮らしを支える快適なまちづくり

施策:03 防災・消防対策の充実

部名:都市建設部

課名:都市整備課

基本事業:03 防災意識の向上

計画年度	平成20年度 ~ 平成27年度		事業区分	継続	会計区分	普通会計	
1 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
新耐震基準（昭和56年）以前に建てられた木造住宅所有者（市民）			新耐震基準以前の木造住宅耐震化の必要性についてミニ講習会、個別相談会を行う。 建築士事務所協会と講師・相談員（建築士）派遣の協定書を締結 周知はHP及び広報による ミニ講習会 耐震診断や耐震改修の基礎的な知識の話 個別相談会 ・耐震について相談員（建築士）が個別相談 ・事前に電話で予約。相談料は無料 ・開催は講習会と同時開催で半年に1回の年2回開催（10月、3月を予定）				
3 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）							
市民の防災意識が高まり、木造住宅の耐震化の必要性が理解される。							
4 活動指標・成果指標・事業費の推移							
区分	指標名称		単位	20年度実績	21年度実績	22年度当初	25年度目標値
活動指標	耐震診断補助金申請件数		件	2	2	5	10
活動指標	個別相談会の開催数		回数	2	2	-	-
成果指標	耐震診断実施棟数		棟	7	9	5	10
成果指標	個別相談者数		人	6	9	-	-
事業費			千円	150	90	300	
			うち一般財源	千円	150	90	75
5 目的妥当性							
法定受託事業である（根拠法令） 妥当である 妥当性が低い			阪神淡路大震災では死者の9割が住宅・建築物等の倒壊等によるものでしたが、地震防災に対する市民意識の薄れがあるなか、新潟中越沖地震が発生。市民の生命及び財産の保護に関することであり、本事業は市が行うべきである。本事業を実施することにより地震防災に対する意識の向上及び耐震診断・改修の促進が図られる。				
6 上位の基本事業への貢献度							
貢献度大きい（理由） 貢献度ふつう（理由） 貢献度小さい（理由） 基礎的事務事業			上位の基本事業が防災意識の向上であり、市民の災害に対する意識が高まり、災害に対する備えができることが目的であり、耐震相談会を実施することにより市民の地震防災に対する意識が向上し、耐震診断・改修の促進が図られることにより一定の貢献度はある。				
7 対象や意図の妥当性、費用対効果の検討							
対象や意図を見直し、費用対効果を上げることができる 対象や意図の見直しはできない その他			本市における建物の建て方は、木造建築物が大半であることから、木造住宅所有者を対象に事業を実施することにより、市民の地震防災に対する意識の向上を図る必要がある。				
8 有効性（成果状況）							
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない			平成22年度より予算範囲内で耐震診断補助金を交付することにより成果向上余地は少ないが上がると思われます。しかし、建築物所有者は自己責任において建物の安全性を確保することが原則であるため、本事業は防災意識の向上であり、建物の安全性について認識していただくためには必要な事業である。				
9 有効性（成果向上余地）							
成果向上余地・大 成果向上余地・中 成果向上余地・小・無し							
10 事業の再編成							
類似の事業があり、再編成できる 類似の事業はあるが、再編成できない 類似の事業はない			本事業は国からの補助を受け実施するため、市が事業実施主体となることが必要となるため再編はできない。				
11 効率性（コスト削減の方法）							
ある ない			特になし				